

**小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
静岡ケアハートガーデン 小規模多機能ホーム新伝馬 重要事項説明書**

(令和7年7月1日現在)

1. ご利用事業所

事業所名称	静岡ケアハートガーデン 小規模多機能ホーム新伝馬
事業所所在地	〒420-0944 静岡県静岡市葵区新伝馬1丁目2番14号
管理者	菊池 久乃
介護支援専門員	高尾 和之
連絡先	電話(054)272-1001・FAX(054)202-1078

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供する事をその主たる目的とします。
事業運営の方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流等を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援することとします。

3. 事業所の概要

(1) 敷地および建物

敷地	800.19 m ²	
建物	構造	重量鉄骨造3階建
	延べ面積	計867.99 m ²
	登録定員	29名(通いサービス1日あたり18名・宿泊サービス1日あたり9名)

(2) 主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
居間・食堂	1室	台所	1ヶ所
浴室	1室	宿泊室	9室
トイレ	3ヶ所	地域交流室	1ヶ所

4. 施設等の区分

職員の欠員による介護給付費減算の有無	無
--------------------	---

5. 職員体制

職種	資格	員数	職務内容
管理者	認知症介護実践者研修修了 認知症介護管理者研修修了	常勤1名	事業所の管理業務
介護支援専門員	介護支援専門員・介護福祉士 小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修	常勤1名	利用者の介護計画作成 医療機関との連絡調整
看護師	看護師・准看護師	非常勤1名以上	利用者健康管理・介護業務
介護職員	介護福祉士等	常勤・非常勤7名以上	介護業務

6. 職員の勤務体制

区 分	勤務時間	勤 務	員 数
常 勤 非常勤	早番 7 : 0 0 - 1 6 : 0 0 日勤 8 : 3 0 - 1 7 : 3 0 遅番 1 1 : 0 0 - 2 0 : 0 0 夜勤 1 6 : 3 0 - 9 : 3 0	4週8休 シフトに準じて休 日とする。	5～6名
非常勤 看護師	日勤 8 : 3 0 - 1 7 : 3 0	週1日	1名

7. サービスの内容と利用料

(1) 介護保険給付サービス（小規模多機能型居宅介護費・介護予防小規模多機能型居宅介護費）

①介護保険適用されるご利用者については、平成29年8月以降に交付される「介護保険負担割合証」に基づき、原則として提供した小規模多機能型居宅介護費・介護予防小規模多機能型居宅介護費の1割、若しくは2割をいただきます。

②但し、ご利用者が以前に保険料の滞納がある場合は、ご利用者により「厚生労働大臣の定める基準額」の10割をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けることができます。

③「厚生労働大臣の定める基準額」の10割

※厚生労働省通知、介護報酬改定等により基準額・単位数等が変更となる場合があります。

<利用料金> 別紙「利用料金表」参照。

④その他、注意事項

※通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1か月ごとの包括費用(定額)/月額ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はできません。

※月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

{	登録日	・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
	登録終了日	・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

(2) サービスの内容

①通いサービス

種 類	内 容
食 事	・食事の提供及び食事の介助を行います。 ・ただし食材料費は給付対象外です。(食材料費は(2)表に記載しています。)
排 せ つ	・利用者の状況に応じ、適切な排せつ介助と、排せつの自立援助を行います。
入 浴	・入浴または清拭を行います。 ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
機 能 訓 練	・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健 康 チェ ッ ク	・血圧・体温測定等利用者の全身状態の把握を行います。
送 迎	・ご自宅と事業所間の送迎を行います。

②宿泊サービス

種 類	内 容
食 事	・食事の提供及び食事の介助を行います。 ただし食事の提供に要する費用(食費)は給付対象外です。 (食費は7.(3)表に記載しています。)
排 せ つ	・利用者の状況に応じ、適切な排せつ介助と、排せつの自立援助を行います。
入 浴	・入浴または清拭を行います。 ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③訪問サービス

種 類	内 容
食 事	・食事の提供及び食事の介助を行います。
排 せ つ	・利用者の状況に応じ、適切な排せつ介助と、排せつの自立援助を行います。
入 浴	・入浴または清拭を行います。 ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
安 否 確 認	・訪問または電話連絡による安否確認を行います。

(3) 介護保険給付外サービスの利用料

種 類	利 用 料
食 費	朝 食 1 回につき 4 0 0 円
	昼 食 1 回につき 6 0 0 円
	おやつ 1 回につき 1 0 0 円
	夕 食 1 回につき 6 0 0 円 ※ソフト食は、1 食につき+ 5 0 円
宿 泊 費	1 泊につき 2, 5 0 0 円
レクリエーション費	1 0 0 円/日 (但し、利用者の希望により事業者が提供する場合に限りです。)
おむつ代	実費
クリーニング	本人の衣類のクリーニングを依頼された場合、実費
実施地域以外の費用	ア. 公共の交通機関を利用した場合は実費 イ. 当社の車を利用した場合 30分につき、1,000円(税別)。 片道20kmを要する場所への通い送迎、訪問サービスはお引き受けしません。
理美容代	実費
受診時駐車場代	実費
コピー費用	1 枚につき 1 0 円

注 1 おやつ・行事食は利用者の選択とし、利用契約時に同意を得た場合に提供し、行事食に関してはその内容により食材料費等の実費が別途必要です。

(4) 利用料の支払方法

①毎月20日までに前月の利用料の合計額を請求いたしますので、当月の27日までにお支払いください。

②上記お支払方法は、「口座自動振替」とさせていただきます。口座は金融機関（銀行・信用組合）、郵便局がご利用いただけます。ご契約締結の際に「口座自動振替」の申込用紙に必要事項の記入・お届け印の捺印をお願いします。

(5) 利用料金の変更

①7. (1) に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合(厚生労働省通知、介護保険制度改訂等により)、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

②7. (3) に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

③利用者は、前項の変更に同意することができない場合は、本契約を解約することができます。

8. サービス利用にあたっての特徴及び中止、変更、追加の手続き

(1) 小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、通いサービスを中心として、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。

(2) 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

(3) 登録後、サービス利用の申込・変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況及び定員を超える利用となりそうな際に契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者または利用者代理人に提示して協議するものとします。

【小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画について】

小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者との協議の上で小規模多機能型居宅介護計画・介護予防小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

9. サービスの終了

(1) 利用者及び利用者代理人のご都合でサービスを終了する場合

利用者及び利用者代理人は、事業者に対して、30日前の予告期間において文書で連絡をすることにより、この契約をやめることができます。なお、長期にわたって（例；継続して宿泊を利用している等）宿泊サービスをご利用している場合は、30日に満たない期間で退出する場合であっても、文書で契約終了の連絡があった日から起算して、30日分の宿泊費をお支払いいただきます。

(2) 利用者及び利用者代理人は、事業者へ次の①から⑤の事情があった場合には、事業者へ文書で連絡をすることにより、直ちに契約をやめることができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が秘密保持義務に反した場合
- ③ 事業者がお客さまやそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産などの事情により、事業を継続することが困難になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険法令やこの契約に著しく違反した場合

(3) 事業者の都合でサービスを終了する場合

事業者は、サービスの提供を続けることが困難になるなどやむを得ない事情がある場合、利用者及び利用者代理人に対して、30日前の予告期間において、理由を示した文書で連絡することにより、この契約をやめることができます。

(4) 事業者は、利用者及び利用者代理人に次の事情があった場合は、利用者及び利用者代理人に、文書で連絡することにより、直ちに、この契約をやめることができます。

- ① 利用者が契約締結時等に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知や虚偽事項を記載等行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合やその他不正な手段により利用登録したとき

- ② 利用者及び利用者代理人が、利用料の支払を1ヶ月以上遅延し、その後事業者が利用料を支払うよう催告したにもかかわらず、本来の支払期限より2ヶ月以内に支払をしない場合、事業者は契約解除と併せ、以下の対応を行うこととします。

ア 利用者代理人と身元引受人が異なる場合は、契約書にて定められた身元引受人に利用料の請求を行うこと。

イ 支払い督促は継続し、遅延損害金を上乗せして請求すること。ウ

遅延損害金

本来の支払期限の翌日から支払済みまで当該残債務額に対する年10%の割合による遅延損害金を請求すること。

エ その後もお支払いがない場合、法的手段による対応を行うこととすること。

- ③ 常時、医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が必要と医師に判断された場合
- ④ 利用者及び利用者代理人が、故意または重大な過失により事業者や従業員または他の利用者・家族等に対して生命・財産・信用等を傷つけ、または背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ 伝染性疾患により他の利用者の生活または他の利用者・従業員の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者に対して本サービスの利用中止の必要があるとされた場合
- ⑥ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合（自傷他害の危険がある場合、他の利用者が不穏になるような極度な暴力・暴言がある場合などを含む）
- ⑦ 事業者が利用者の介護に関して提案・連絡などを、利用者または利用者代理人に対して、連絡または協議を申し入れたにもかかわらず、利用者または利用者代理人が提案・連絡などを受け入れない場合または協議の機会を受け入れない場合、及び協議について進展が図られないと判断したとき
- ⑧ 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

⑨ 地震等の天災事変、火災等の事故その他やむを得ない事情により、本施設の継続運営が困難に立ち至ったとき

(5) 事業者又は利用者及び利用者代理人、身元引受人のいずれかが、以下の各号に該当した場合は、相手方は何らの催告を要せず、直ちに本契約に基づき双方協議して定めた個々の契約の全部を解除することができるものとします。なお、本項に基づき契約の解除を申し出た場合には、たとえ相手方に損害が生じたとしても、これを賠償する責を負わない。

① 事業者又は利用者及び利用者代理人、身元引受人のいずれかが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下：暴力団等）である場合

② 事業者又は利用者及び利用者代理人、身元引受人の代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合

③ 事業者又は利用者及び利用者代理人、身元引受人が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団である旨を伝えた場合

④ 事業者又は利用者及び利用者代理人、身元引受人が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合

⑤ 事業者又は利用者及び利用者代理人、身元引受人が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合

⑥ 事業者又は利用者及び利用者代理人、身元引受人が自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合

10. 自動終了

(1) 利用者が要介護認定の更新で非該当と認定された場合、介護保険の要介護認定の有効期間を期限として、この契約は終了します。

(2) 上記(1)の場合において、諸事情により介護保険の要介護認定の有効期間を過ぎて利用された場合(要介護認定非該当の状態で行われた場合)、7.(1)で定める料金の10割全額を利用者または利用者代理人にお支払いいただくこととなりますのでご了承ください。

(3) 次の①から④の場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が病院へ入院し、早期に退院が見込めない場合

② 利用者が医師の判断等により病気の治療及びその他事情により長期に事業所を離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき

③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

④ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合

1 1. 事業所のサービスの特徴等

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	介護技術・知識に関する研修を実施します。 職員の能力・資質向上のためのOJTを随時行います。
マニュアル類の作成	有	金銭管理・安全防災・事故予防・健康、衛生管理等
身体的拘束の有無	無	詳細は、別途契約書のとおりであります。
個人情報の使用同意書	有	
評価制度の受入の有無	有	運営推進会議をおおむね2か月に1回開催し、評価、要望、を定期的に受け入れます。
使用する契約書	有	利用契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書
カーテン・寝具類など	—	静岡市及び消防署の指導により、リビング・居室内のカーテン・レースカーテン類は防災製品をご用意しています。

(2) 利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用方法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
来訪・面会	ご家族の事業所へのご来訪の際は、来訪面会時間（概ね9：00-18：00）を遵守していただき、必ず面会簿に必要事項をご記入ください。また生物その他傷みややすい食品等をお持込みの場合には職員にお声を掛けて下さい。
迷惑行為等	騒音・大声等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の宿泊室等に立ち入らないようにしてください。
喫煙について	<u>ホーム建物内は安全管理及び受動喫煙防止のため、全館禁煙とさせていただきますのでご協力をお願いします。</u> ライター・マッチ等の喫煙具類等で発火原因となるもののホーム内・宿泊室内へのお持込み、放置、利用者への手渡し等はくれぐれもご遠慮下さい。利用者のホームでの喫煙につきましては、 <u>所定の喫煙箇所(屋外)・時間、喫煙具の保管も含め、ホームの職員の立会い・管理にて行いますのでくれぐれもご協力とご理解をお願い致します。</u>
宗教活動・政治活動	ホーム内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動はご遠慮ください。
ペット飼育 ペット同伴の 来訪・面会	基本的にはペット類(動物類)の持ち込みによる飼育はできません。 ご家族の方のペット同伴による来訪・面会については、ご遠慮願います。

1 2. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化や事故等があった場合は、事前の打ち合わせに従い、主治医、救急隊、ご家族、及び必要に応じて居宅介護支援事業者・市町村等へ連絡を行います。

1 3. 損害賠償

(1) 損害賠償責任

事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、明らかに自己(事業所)の責に帰すると思われる事故により、利用者に損害が生じた場合は、賠償する責任を負います。

そのため、事業所は居宅事業者賠償責任保険(保険会社)に加入しています。事業所に責任があると思われる事故が発生した場合、第三者である保険会社の調査により、利用者と事業所(場合により相手方)との責任の割合を検討し、保険金が支払われることとなります。(責任の割合によっては、支払われないことがあります。)

(2) 損害の賠償がなされない場合

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償の責任を免れます。

- ① 利用者及び利用者代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者及び利用者代理人がサービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者の加齢・高齢により、発生した傷病等
- ⑤ 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ⑥ 利用者が、自己の責任または判断において被った損害・傷病等
- ⑦ 事業者がサービス提供中(通い・訪問・宿泊中)でないときに発生した損害・傷病等

1 4. 協力医療機関

(1) 通常時

とやまクリニック	診療科 : 内科・循環器科 所在地 : 静岡市駿河区東新田2丁目16-30 054-201- 電話 : 9800
医療法人社団大栄会 静岡デンタルクリニック	診療科 : 歯科 所在地 : 静岡市駿河区小鹿1丁目20-1 電話 : 054-286-1122

(2) 緊急時

静岡済生会総合病院	診療科 : 総合診療科・神経内科・循環器内科・腎臓内科・外科・脳神経外科・小児外来・小児科・泌尿器科・耳鼻咽喉科・内分泌代謝科・血液内科・胸部、心臓血管化・呼吸器内科・呼吸器外科・不整脈化・緩和医療科・整形外科・形成外科・歯科、歯科口腔外科・産婦人科・放射線科・精神科・消化器内科・皮膚科・眼科・麻酔科 他 所在地 : 静岡市駿河区小鹿1丁目1番1号 電話 : 054-285-6171
静岡県立総合病院	診療科 : 救急科・循環器内科、心臓血管外科・腫瘍内科・緩和医療科・総合内科・腎臓内科・泌尿器科・糖尿病、内分泌内科・神経内科・脳神経外科・消化器内科・消化器外科・呼吸器内科・呼吸器外科・産婦人科・小児科・整形外科・リハビリテーション科・眼科・耳鼻咽喉科・血液内科・皮膚科・形成外科・歯科口腔外科・ペインクリニック科・麻酔科他 所在地 : 静岡市葵区北安東4丁目27番1号 電話 : 054-247-6111

1 5. 提携福祉施設

沖縄徳洲会 静岡徳洲苑	種別	: 介護老人保健施設
	所在地	: 静岡市葵区牧ヶ谷 8 1 1 - 1 5
	電話	: 0 5 4 - 2 7 7 - 3 3 0 0

1 6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応します。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回の夜間および昼間を想定した避難訓練および初期消火訓練等を、利用者の方も参加いただいて実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	避難階段	1箇所	防火扉	1箇所
	自動火災報知器	あり	消火器	あり
	誘導灯	あり	避難器具	あり
	水道管直結式 スプリンクラー	あり		
	カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。			
防火管理者	高尾 和之			

1 7. 相談・苦情の窓口

(1) 当事業所

静岡ケアハートガーデン 小規模多機能ホーム新伝馬	窓口担当者 : ホーム長 高尾和之 ご利用時間 : 毎日 8:30-17:30 ご利用方法 : 電話 054-272-1001 面接 地域交流室等にて個別に対応
ケアハートガーデン 株式会社	所在地 : 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 窓口担当者 : 代表取締役 天本 義文 ご利用時間 : 平日 9:00-17:00 ご利用方法 : 電話 03-6402-6019

(2) 行政機関その他苦情受付機関

静岡市介護保険課	所在地 : 〒420-8601 静岡市葵区追手町5番1号 ご利用時間 : 平日 8:30-17:15 ご利用方法 : 電話 054-221-1088 : F A X 054-221-1298
静岡県国保連合会	所在地 : 〒420-8558 静岡市葵区春日町2丁目4番34号 ご利用時間 : 平日 9:00-17:00 ご利用方法 : 電話 054-253-5590

18. 事業者の概要

名称・法人種別	ケアハートガーデン株式会社 ・ 営利法人
所在地 (担当支店)	〒107-0052 東京都港区赤坂1-7-1 赤坂榎坂ビル11F
代表者 (担当支店代表者)	代表取締役 伊東 鐘賛
電話番号 (担当部門)	03-5549-2600 (代表)
設立年月日	令和7年4月1日
定款の目的に定める主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、日常生活支援総合事業および地域支援事業、並びにこれらに付随する研修事業 ② 老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業 ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 ④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業 ⑤ 終活支援事業 ⑥ 前各号に附帯または関連する一切の事業
ホームページ	※整備中

19. 重要事項の変更

本重要事項説明書の記載内容に変更が生じた場合は、当該変更内容に関する書面を交付し、変更内容の説明をします。

私は、この重要事項説明書により、当事業所の小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護についての重要な事項の説明を受けたことを確認し、同意しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 東京都港区芝公園二丁目4番1号
名称 ケアハートガーデン株式会社
代表者名 代表取締役 伊東 鐘賛 印

説明者

所在地 静岡市葵区新伝馬1丁目2番14号
名称 静岡ケアハートガーデン 小規模多機能ホーム新伝馬
氏名 印

令和 年 月 日

利用者

住所
氏名 印

利用者代理人

住所
氏名 印